

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡上市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

郡上市長

公表日

令和7年6月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法、その他地方税に関する法律及び市税条例に基づき、固定資産の賦課に係る下記の事務を行うもの。 1.固定資産税(土地・家屋・償却資産)の評価、賦課決定に関する事務 2.納税義務者への税額等の通知事務 3.固定資産税の減免に関する事務 4.賦課情報に基づく証明書の発行及び閲覧に関する事務
③システムの名称	固定資産税システム、収納消込システム、宛名管理システム、納税管理人システム、口座管理システム、固定資産管理システム、中間サーバー、eLTAX(審査システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税システムファイル、宛名システムファイル、納税管理人システムファイル、口座システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、同法別表の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48項並びに同法第19条第8号に基づく主務省令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郡上市 総務部 税務課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 連絡先 0575-67-1121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郡上市 総務部 税務課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 連絡先 0575-67-1121

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 入手を介在させる作業		[]入手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	入手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報のデータベースへの入力、削除及び訂正を行う際はダブルチェックを行う。 ・特定個人情報の記載された書類等を回送する際は、所属長の許可を得て行う。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠可能な場所への保管を徹底する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	最も優先度が高いと考えられる対策根拠 ・権限のある者のみが特定個人情報を扱えるよう、パスワード及び静脈認証により業務利用範囲を制限している ・アクセスログを記録し、不正なアクセスが無いか確認 ・権限のある者は、毎年研修を受講し知識の習得を義務化している	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月2日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
令和7年3月31日	I関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・地方税法その他の地方税に関する法律及び市税条例に基づき、固定資産の評価額を決定したうえ、税額を決定し、納税者に対して賦課する。 ・課税に必要な評価、調査、異動処理を行っている。 ・固定資産評価証明など税務課で取り扱う事務に関する証明書を発行している。 ・郡上市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①土地、家屋、償却資産の所有者に関する情報管理 ②名寄帳兼課税台帳、固定資産税課税明細票等の作成および管理 ③法務局からの異動通知、未登記家屋の所有権移転や家屋の取壊し申告書等による異動処理及び管理 ④相続人代表者申告書、納税管理人申告書、代納人申告書、共有代表者選任申告書等の発送、処理、管理 ⑤固定資産税の減免 ⑥土地評価調書、家屋評価調書、家屋評価資料、償却資産申告書等の課税根拠資料の管理 ⑦新築家屋に対する固定資産税減額、住宅用地認定、耐震改修・省エネ改修・バリアフリー改修に関する固定資産減額に関する処理及び申告書の管理 ⑧納税通知書、納付書及び課税明細書等の発行 ⑨固定資産評価証明書、公課金証明書等の証明書の発行 ⑩固定資産の縦覧制度のための土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の作成	地方税法、その他地方税に関する法律及び市税条例に基づき、固定資産の賦課に係る下記の事務を行うもの。 1.固定資産税(土地・家屋・償却資産)の評価、賦課決定に関する事務 2.納税義務者への税額等の通知事務 3.固定資産税の減免に関する事務 4.賦課情報に基づく証明書の発行及び閲覧に関する事務	事後	重要な変更にあたらな (概要の修正)
令和7年3月31日	I関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム、収納消込システム、宛名管理システム、納税管理人システム、口座管理システム、GIS固定資産管理システム、中間サーバー	固定資産税システム、収納消込システム、宛名管理システム、納税管理人システム、口座システム、固定資産管理システム、中間サーバー、eLTAX(審査システム)	事後	重要な変更にあたらな (システム標準化にあたり修正、追加)
令和7年3月31日	I関連情報 2.特定個人情報ファイル名	1.固定資産税システムファイル 2.宛名ファイル 3.納税管理人システムファイル 4.収納管理システムファイル 5.口座管理システムファイル	固定資産税システムファイル、宛名システムファイル、納税管理人システムファイル、収納管理システムファイル 口座システムファイル	事後	重要な変更にあたらな (システム標準化にあたり修正)
令和7年3月31日	I関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	第9条第1項、別紙第一の16項	番号利用法第9条第1項、同法別紙第一の16の項	事後	重要な変更にあたらな (根拠法令の修正)
令和7年3月31日	I関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別紙第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報紹介者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(27の項)	・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48項並びに同法第19条第8号に基づく主務省令第50条	事後	重要な変更にあたらな (根拠法令の修正)
令和7年3月31日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	重要な変更にあたらな (対策状況の評価の修正)
令和7年3月31日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	重要な変更にあたらな (対策状況の評価の修正)
令和7年3月31日	IVリスク対策 8.人でを介在させる作業	—	十分である	事後	重要な変更にあたらな (様式改正による項目の追加)
令和7年3月31日	IVリスク対策 8.人でを介在させる作業 判断の根拠	—	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報のデータベースへの入力、削除及び訂正を行う際はダブルチェックを行う。 ・特定個人情報の記載された書類を回送する際は、所属長の許可を得て行う。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠可能な場所への保管を徹底する。	事後	重要な変更にあたらな (様式改正による項目の追加)
令和7年3月31日	IV最も優先度が高いと考えられる対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	重要な変更にあたらな (様式改正による項目の追加)
令和7年3月31日	IV最も優先度が高いと考えられる対策 11.当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	重要な変更にあたらな (様式改正による項目の追加)
令和7年3月31日	IV最も優先度が高いと考えられる対策 11.当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	—	最も優先度が高いと考えられる対策根拠 ・権限のある者のみが特定個人情報を扱えるよう、パスワード及び静脈認証により業務利用範囲を制限している ・アクセスログを記録し、不正なアクセスが無い か確認 ・権限のある者は、毎年研修を受講し知識の習得を義務化している	事後	重要な変更にあたらな (様式改正による項目の追加)